

異次元サービス!

# 「東アジア商標登録サービス」 ご案内

10の国・地域の商標をワンストップで!!

## 大事なブランド（知財）が狙われている!!

中小企業であっても海外でテスト販売するのであれば、商品やサービスの名称について登録商標を取得し、他企業に商標を奪われないようにする必要があります。商標登録はその国ごとの早い者勝ちとなっており、先に登録をした方がその権利を得ることができます。これが「先願（せんがん）主義」で、法律で認められている商業競争行為です。

①中国 ②香港 ③台湾 ④韓国 ⑤タイ ⑥シンガポール  
⑦ベトナム ⑧マレーシア ⑨インドネシア ⑩インド

対象国

この中、どの国・地域でも、同時に類似調査、出願登録できます。

### 【東アジア商標登録サービスの特徴】

- 東アジアにおける希望国の類似商標調査を提供!
- 商標登録の戦略思考をアドバイス!
- 東アジア商標登録サービス一式をワンストップの安値で提供!  
（ご希望の国・地域をご指定ください⇒すぐにお見積り!）

### 【申込手順】

- 1) お電話または弊社ホームページ (<https://www.chinawork.co.jp>) 上の問い合わせ欄にてお問い合わせください。
- 2) 説明資料をメールでお送りします。ブランド名、ロゴ等の必要事項をお知らせください。
- 3) 弊社現法がスピーディーに東アジア商標調査を実施、登録の可能性を診断します。
- 4) 商標登録申請費用の御見積書を確認後、商標登録依頼書でお申し込みください。

桜葉コンサルティング株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-4-9 中江ビル3F  
Tel:03-3352-3455 E-mail:market@chinawork.co.jp  
URL:www.chinawork.co.jp